

議案第67号

南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

南風原町税条例等の一部を改正する条例(平成27年南風原町条例第8号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、納付書及び申告書等への個人番号等の記載方法に変更が生じたことから、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち南風原町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「) 又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「) 又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。